



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 トランス・コスモス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 COO 奥田 昌孝
(コード番号：9715 東証第一部)
問い合わせ先 常務執行役員 CFO 本田 仁志
T E L 03-4363-1111 (代表)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 25 日開催の当社第 24 期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 27 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいいます。）の内容を一部改定するとともに（以下かかる改定後の基本方針を「基本方針」といいます。）、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、社外取締役 3 名を含む取締役〔全員〕が出席し、本更新につき全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役 2 名を含む監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①意向表明書の意義の見直しを行ったこと、②本新株予約権の無償割当てその他本プランの発動においてとりうる施策の見直しを行ったこと、③本必要情報の見直しを行ったこと等です。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上して

いくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT 活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして 1966 年に創業して以来、優れた「人」、洗練された「プロセス」および最新の「IT 活用力」を融合し、より付加価値の高いアウトソーシングサービスを提供してきました。

当社は、データエントリー業務に特化した情報サービス会社としてスタートし、以来、独自性を貫き、成長へのあくなき努力を継続した結果、創業 10 年と待たずして「日本一のデータエントリー会社」と言われるまでに成長しました。ここで培った多くの実績はアウトソーサーとしての礎を築くことになりました。その後、時代の変化とともに事業領域を広げてきました。パーソナル・コンピュータ（PC）が世に出回り始める 1980 年代、データエントリー業務で培ったコンピュータに関する知識や活用ノウハウを軸に PC サポート業務を開始しました。現在では主要サービスとしてコールセンターサービス、ビジネスプロセスアウトソーシングサービスへと発展させています。また、インターネットが普及し始めた 1990 年代には、インターネットが企業の経営環境に大きな変化をも

たらずとの認識のもと、いち早くインターネット技術を取り入れたサービス開発に取り組むため、デジタルマーケティング支援という新事業領域に進出し、将来の事業展開への布石を打ちました。さらに、急速に発展する日本企業のグローバル化に対応するべく、世界標準のサービス・デリバリー体制を構築し、日本国内で展開する付加価値・独自性の高いアウトソーシングサービスをグローバルに提供できる事業基盤を整備しました。この取り組みにより、企業の売上拡大とコスト削減のニーズに対して総合的かつ世界基準で提供できる独自のアウトソーシングサービス「Global Marketing Chain Management Service」の提供が可能となりました。

このように時代の変化と顧客ニーズを的確に捉えてきた結果、「コアビジネスは自社で、ノンコアはアウトソーシング」という新たな企業経営の潮流にワンストップで対応できる企業として高い地位を確立することができました。

そしてこの総合力の原動となるのが、優れた「人」、洗練された「プロセス」および最新の「IT 活用力」であると当社は考えています。当社の企業価値の源泉は、「人」が生み出す「プロセス」を、「IT 活用力」でシステム化する事により、ベストプラクティスの標準化・再利用を組織として行える点と考えております。人とはきめ細やかな対応ができる我々の最高のスタッフのことであり、各人が作り出す最適なプロセスを、IT 技術を活用する事で標準化し、お客様に最適なソリューションを提供致します。当社の企業価値を維持・向上していくためには、当社の企業価値の源泉を将来にわたり磨き続けること、グローバルな展開を志すこと、そして究極的には当社の事業を通して人間と IT を結び付け、IT を人間により身近に、使いやすく活用していくことが極めて重要です。また、当社はアウトソーシングビジネスのリーディングカンパニーとして顧客価値の最大化を目指すだけでなく、海外展開においては現地人材を積極的に活用するといったダイバーシティの推進を始めとする CSR へも継続的に取り組み、世界的な経済・社会の発展に貢献していきます。こうした当社独自の取り組みこそが、幅広い顧客満足の実現を可能にし、安定的・長期的な顧客との信頼関係を構築していく礎となっており、当社の企業価値の創出を支えております。

2. 企業価値向上のための取り組み

ここ数年間の経済環境は、リーマンショックおよび東日本大震災等の影響もあり、非常に厳しい状況が続きましたが、当社はそのような状況下においても、企業価値および株主共同の利益の向上にむけ、取り組みを推進してまいりました。

当社の売上高は前年対比で大きく減収させることなく実績をあげるとともに、販売管理費の大幅な削減施策に積極的に取り組み、当社の営業利益は着実に改善を果たしました。また、並行して、海外展開の強化にも取り組み、海外子会社での売上高が連結売上高の約 10%を占めるまでに至りました。

尚、直近 3 年間に於いて、当社が取り組みを推進した具体的な諸施策は、以下のとおりです。

- 各企業において、コスト削減が命題となっていることを受け、人事・総務・経理・購買などコーポレート業務のアウトソーシングサービスにスポットを当てた間接費削減ソリューションの提供を開始
- 当社の 100%子会社で、中国でコールセンター事業を展開する上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司は、中国最大手 EC 企業であるタオバオ（中国語表記：淘宝）への進出、運用に特化した独自開発の CRM システム「transCRM」（トランスシーアールエム）の提供を開始
- BPO 事業の強化のため、中国蘇州に新たな BPO 拠点として、大宇宙商業服務（蘇州）有限公司を設立。
- 韓国市場での業務稼働率向上と新規業務受注に伴い、当社の子会社で、韓国で主にコールセンターサービスを提供する transcosmos Korea Inc.は、7 拠点目となる新センターを設立
- 英語圏・ヨーロッパ言語圏向け BPO・コールセンター業務を強化およびグローバル展開を加速すべく、英国の BPO 企業である Merlin Information Systems Group Limited と業務・資本提携を実施
- ソーシャルメディアを活用するお客様企業向けにソーシャルメディアの運用を専門に行う渋谷ソーシャルメディアセンターを開設

当社は、今後におきましても当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、今後も引続き、以下の諸施策に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(1) Marketing&Sales および BPO 事業領域への取り組み

当社は、全ての企業が共有する至上命題である売上拡大とコスト削減を総合的かつグローバルに支援するため、新たに Marketing&Sales および BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）を事業領域として定め、この領域において様々なアウトソーシングサービスを提供していきます。Marketing&Sales 事業領域におきましては、コールセンター、モバイル、Web 等、企業と顧客との接点がよりインタラクティブとなる中、顧客接点の強化に繋がるサービスを創出し、顧客価値の最大化への解決策を提供することで企業の売上拡大を支援していきます。当社が提供するコールセンターを始めとする諸機能は、お客様企業にとっては自社顧客とのフロント接点となっております。当社が当該機能を担っていることにより気づき得る、当社ならではの顧客分析・コンサルティング能力によって、お客様企業の抱える潜在的ニーズ・タスクを顕在化することで、顧客価値の最大化を実現していきます。さらに EC、スマートフォン、SNS（ソーシャルネットワークキング）といった新チャネルへの対応ニーズにもいち早く取り組み、より最適なサービスの創出と提供を実現していきます。企業のコスト削減・業務効率化に繋がる BPO 事業領域におきましては、お客様企業内のコスト削減ニーズに対し、人が生み出す最適なプロセスを、IT を活用し標準化するという当社の強みを活かし、

コスト最適化を実現しております。また、創業以来の実績とノウハウに加え、サービスのデリバリーモデルをオンサイトからニアショア・オフショアへのシフトにより、高い品質を維持したローコストソリューションを実現しています。さらに、サービス領域を従来の顧客サポート部門向け業務、情報システム部門向け業務、営業間接業務等に加え、人事・経理・総務・購買等のコーポレート業務領域へと広げており、より広範なコスト削減ニーズに応えるワンストップサービスに対応していきます。

(2) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は平成 7 年に初めて中国に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショアリング開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等、中国・韓国を中心としたアジア市場でのサービス体制の構築・展開を加速させています。韓国では No.1 アウトソーサーとしてリーディングカンパニーとなるべく、既存事業（CC・ダイレクトメール・フィールドサービス）に加え、デジタルマーケティング事業を強化し、真の MCM サービスを提供しております。中国では各事業を連携・統合し、中国における当社のブランド力・営業力・サービス力を強化、中国市場で MCM 事業の確固たる基盤を確立しております。また、有望市場である EC 市場および金融・通信市場でさらなる成長を目指すと共に日本市場向けオフショアサービスの低コスト・高品質を追及します。ASEAN・欧米市場への進出につきましては、当社のビジネスモデルを確立すべく、収益機会の確保を目指します。以上のようなグローバル展開を行うためには、適切なマネジメント運営が必要と考えております。当社では、海外現地人材の雇用促進と育成をするだけでなく、グローバルで認められる独自のマネジメント手法「TCI way」を確立し、ベストプラクティスの標準化・再利用の徹底をグローバルで実現することで、事業とマネジメント手法をリンクさせグローバル展開を加速していきます。

(3) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えています。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでいきます。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を 1 年とし、10 名の取締役のうち 3 名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、活発な議論が行われております。例えば当社が現在進めている

SNS を活用したデジタルマーケティング機能の提供といった事業展開においては、社外取締役よりその専門的知見を得ることで、当社の事業推進上大きな効果を得ております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化をはかるため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役 2 名を含む 4 名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

これらのコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みは、上記 2. で述べた企業価値向上のための取組みを推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えます。したがって、かかる取組みは、いずれも会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

三 本プランの目的および内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の 20% 以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定

の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の、その時点の当社を除く全ての株主に対する新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様は当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

長 60 日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手續を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策¹²（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

¹² 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について本発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として 30 日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その 2 の該当可能性等が問題となっており、かつ、

取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、

一時的 high 配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹³、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁴、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁵（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)

¹³ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由¹⁶が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

¹⁶ 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、当社定款第41条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 15 日現在施行されている規定

を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書類（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1

個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当

該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されるものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

3. 株主意思の重視

本プランは、上記三 3.(4)「本更新の手続」記載のとおり、本定時株主総会における、当社定款の規定に基づく当社取締役会に対する委任に関する株主の皆様のご承認を条件として更新されます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)および上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は 1 年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との協議・交渉

- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正または変更の承認
 - ⑨ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑩ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑪ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

氏 名： 夏野 剛（なつの たけし）

生 年 月 日： 昭和 40 年 3 月 17 日

略歴： 昭和 63 年 4 月 東京ガス株式会社入社
 平成 9 年 9 月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）入社
 平成 17 年 6 月 同社 執行役員マルチメディアサービス部長
 平成 20 年 5 月 慶應義塾大学 政策メディア研究科 特別招聘教授（現職）
 平成 20 年 6 月 当社 社外取締役（現任）
 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 ぴあ株式会社 取締役（現任）
 N T T レゾナント株式会社 非常勤取締役（現任）
 S B I ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 平成 20 年 12 月 株式会社ダウンゴ 取締役（現任）
 平成 21 年 9 月 グリー株式会社 社外取締役（現任）
 現在に至る

夏野剛氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 瀧浪 壽太郎（たきなみ じゅたろう）

生 年 月 日： 昭和 16 年 9 月 28 日

略歴： 昭和 43 年 4 月 日本事務器株式会社入社
 昭和 47 年 2 月 株式会社電通入社
 昭和 50 年 12 月 株式会社電通国際情報サービス出向
 昭和 60 年 6 月 同社 取締役
 平成 2 年 6 月 同社 常務取締役
 平成 6 年 6 月 同社 専務取締役
 平成 10 年 6 月 同社 代表取締役社長
 平成 16 年 6 月 同社 代表取締役社長最高執行責任者
 平成 21 年 3 月 応用技術株式会社 非常勤取締役（現任）
 平成 21 年 6 月 当社 社外取締役（現任）
 社団法人テレコムサービス協会（現一般社団法人テレコムサービ

ス協会) 副会長(現任)
平成22年3月 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ 社外取締役(現任)
現在に至る

瀧浪壽太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役に再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名 : 高尾 吉郎(たかお きちろう)

生 年 月 日 : 昭和9年12月23日

略歴: 昭和33年4月 日興証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社)入社
昭和50年3月 同社 和歌山支店長
昭和57年12月 同社 取締役 大阪支店事業法人部第一部長
昭和60年11月 同社 常務取締役 大阪地区担当兼大阪支店長
昭和63年8月 同社 専務取締役 営業企画担当
平成2年5月 同社 副社長
平成3年6月 同社 取締役社長
平成9年10月 同社 顧問
平成12年6月 日本電通株式会社 社外監査役(現任)
平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ
(現 SMBC日興証券株式会社) 顧問
平成17年6月 同社 顧問退任
平成18年6月 当社 社外取締役
平成21年6月 当社 監査役(現任)
現在に至る

高尾吉郎氏は、現在、当社の監査役であり、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

当社の大株主の状況

平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
奥田 耕己	7,498	18.3
奥田 昌孝	5,910	14.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,108	5.1
公益財団法人奥田育英会	1,753	4.3
平井 美穂子	1,463	3.6
THE BANK OF NEW YORK － JASDECTREATY ACCOU NT	801	2.0
有限会社HM興産	722	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託 口)	689	1.7
トランス・コスモス社員持株会	580	1.4
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 1 0 3	461	1.1

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式 7,649 千株を保有しておりますが、上記上位 10 名の株主からは除外しており、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

以上